

令和4事業年度

J A利根沼田の経営概況

発行 令和 5 年 6 月

利根沼田農業協同組合

〒378-0053

群馬県 沼田市 東原新町 1940番地1

TEL 0278-22-6633

FAX 0278-22-6666

目次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和4事業年度）	3
5. 農業振興活動	7
6. 地域貢献情報	7
7. リスク管理の体制	11
（1）リスク管理の基本方針	11
（2）リスク管理体制の内容	11
（3）監査体制	11
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	11
（1）基本方針	11
（2）法令遵守の体制	11
9. 金融ADR制度への対応	12
10. 自己資本の状況	24
11. 主な事業の内容	25
【経営資料】	
I 決算の状況	37
1. 貸借対照表	37
2. 損益計算書	39
3. 注記表	41
4. 剰余金処分計算書	69
5. 部門別損益計算書	70
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	71
7. 会計監査人の監査	72
II 損益の状況	
1. 最近5事業年度の主要な経営指標	73
2. 利益総括表	73
3. 資金運用収支の内訳	74
4. 受取・支払利息の増減額	74
III 事業の概況	
1. 信用事業	
（1）貯金に関する指標	75
①科目別貯金平均残高	75
②定期貯金残高	75
（2）貸出金等に関する指標	75
①科目別貸出金平均残高	75
②貸出金の金利条件別内訳残高	75
③貸出金の担保別内訳残高	76
④債務保証見返額の担保別内訳残高	76
⑤貸出金の用途別内訳残高	76
⑥貸出金の業種別残高	77
⑦主要な農業関係の貸出金残高	77
⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高	78
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	78

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	79
⑪貸出金償却の額	79
(3) 内国為替取扱実績	79
(4) 有価証券に関する指標	80
①種類別有価証券平均残高	80
②商品有価証券種類別平均残高	80
③有価証券残存期間別残高	80
(5) 有価証券の時価情報等	81
①有価証券の時価情報等	81
②金銭の信託の時価情報等	81
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	81
2. 共済取扱実績	82
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	82
(2) 医療系共済の共済金額保有高	82
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	83
(4) 年金共済の年金保有高	83
(5) 短期共済新契約高	83
3. その他事業の実績等	84
(1) 購買事業品目別取扱実績	84
(2) 販売事業品目別取扱実績	84
(3) 保管事業収支内訳	84
(4) 指導事業収支内訳	85
IV 経営諸指標	
1. 利 益 率	86
2. 貯貸率・貯証率	86
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	87
2. 自己資本の充実度に関する事項	89
3. 信用リスクに関する事項	91
4. 信用リスク削減手法に関する事項	95
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	95
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	95
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	96
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	97
9. 金利リスクに関する事項	98
【JAの概要】	
1. 組織機構図	100
2. 役員一覧	101
3. 会計監査人の名称	102
4. 組合員数	102
5. 組合員組織	102
6. 特定信用事業代理業者の状況	102
7. 地区一覧	103
8. 店舗一覧	103
9. 沿革・歩み	104

ごあいさつ

新型コロナウイルスの発生から3年余りがたち、行動制限が緩和されたことにより社会経済活動も徐々に平時に戻りつつあります。

しかし、ウクライナ侵攻や急激な円安など様々な影響により、農業生産資材の高騰・高止まりが続いており、生産現場では厳しい状況が続いております。

当組合としては引き続き肥料高騰対策事業などで一人でも多くの組合員の皆様が事業に参加できるように支援を続けてまいります。

令和4年度は東毛・西毛地域での降雹、CSF（豚熱）や高病原性鳥インフルエンザの発生など群馬県内で様々な自然災害が発生しました。利根沼田管内の自然災害による被害は、幸いなことに甚大なものとならずにすみしました。

令和4年度も引き続き、販売事業全般において厳しい状況ではありましたが販売品販売高で約147億円、うち青果物販売高では約96億円の実績となりました。生産農家の皆様におかれましては、日頃から栽培技術向上と安定生産のためご尽力くださっていることに感謝申し上げます。

今後もJA経営の基盤強化と持続可能な農業のため「不断の自己改革」を着実に実践し、この危機的状況の打開に向けて取り組みを強化してまいります。

1. 経営理念

利根沼田農協是

- 第一 豊かな地域資源を保全・活用し、有利な立地条件を生かした農業振興を最重要課題として取り組みます。
- 第二 生活面活動、地域開発面活動にも積極的に取り組み、地域社会に信頼され、かけがえのない存在となるよう努めます。
- 第三 組織運営に工夫をこらし、組合員の総意結集に努めると共に、地域に開かれた農協として地域住民の組織への加入と事業利用を促します。
- 第四 常に時代の変化を先取りし、事業機能の高度化、効率化と健全な経営収支の確保に努めます。
- 第五 市町村をはじめ関係機関と連携・協調して進みます。
- 第六 職員に、誇りと意欲もてる職場風土の形成に努めます。

2. 経営方針

組織全体で共有し、将来のあるべき姿の指針となる「新長期ビジョン～2026年の目指す姿」を策定し平成28年5月の総代会にて決定した。【農業】【地域】【組合員】【JA経営】の4つの観点から、それぞれの10年後の理想の姿を意識し、改革による組織の将来像やあるべき姿を目指す新長期ビジョン

- ◎儲かる農業を追求するJAになる
 - ◎人と地域の絆を結ぶJAになる
 - ◎期待を超えるサービスで選ばれるJAになる
 - ◎魅力ある資源に投資し健全で自立したJAになる
- 4つのビジョンの実現を目指します。

【キャッチフレーズ】

” 笑顔いっぱいの「ありがとう」のために”
～ For Your Smiles, For Your Thanks ～

地域の方も職員もいつも笑顔とありがとうのあふれるJAにしたいという思いが込められています。地域の方を生涯サポートできる関係でいられるような絆をつくり、もう一度JAの基盤をつくりなおしましょう。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性部や組織代表などから理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 事業の概要（令和4事業年度）

令和4年度につきましても新型コロナウイルスの流行による販売物の消費動向の変化やウクライナ侵攻・急激な円安による生産資材の高騰など様々な影響を受けましたが、事業ごとに様々な取り組みを行ってきました。

各事業の概要につきましては次のとおりであります。

営農事業本部

指導販売部・営農部

近年の農業を取り巻く情勢は、異常気象とも言えるような自然災害の驚異が高まる中、令和4年度においても降雹や豪雨が発生し、また、6月中旬の低温から6月下旬～7月中旬にかけての高温など変化の激しい気象条件となり、農業生産も大きな影響を受けました。さらにロシアのウクライナ侵攻による世界経済への影響は非常に大きく、生産資材価格の高騰が続いており、営農継続が危ぶまれております。

このような厳しい環境の下で販売事業については、最大のテーマである「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実践に向け、新たな販路の獲得や契約的販売拡大など市場流通の有利性を活かした取り組みを行い、販売力の強化を図ったことで、青果物販売実績については、前年を大きく上回り過去最高の実績となりました。

こんにゃくについては、種芋がやや小さく、数量はやや少ない中での植え付けとなりました。猛暑時期に出芽・開葉を迎えた圃場の一部では高温障害が発生し、その後の日照不足等が生育に対し抑制的に働きました。結果、球茎肥大倍率が低下し収穫量減少となり、前年を下回る実績となりました。

直売所関係では売場づくりの改善を実施した事やファミリーマート駐車場を拡大した事で集客数や販売額が伸びました。他事業本部の協力や広告等を活用して集客を行い更なる売上向上に努めています。

加工関係については、営農事業本部内で連携を行い今後の商品づくりや現状について検証し、業務改善を継続しています。

営農事業については、関係部署と連携して、肥料価格高騰対策事業をはじめ各種補助事業の対応や、食品安全・環境保全に配慮した持続的な生産活動を実践する取り組みでもあるGAPの導入支援に努めました。また、農業青色申告会活動を中心とした経営支援を行い、組合員の持続可能な農業経営の確立支援に努めました。

購買事業としては、肥料の集約銘柄の事前予約共同購入、大口農家への大型車での直送対応を継続実施し、推奨10銘柄の安価供給対策を行いました。また、農薬の担い手直送大型規格品の推進、出荷資材の市況対応等、生産資材の安定供給に取り組みしました。

今後も農業者の所得増大に貢献するべく、JAグループ一丸となり営農渉外活動の強化を図り、生産者の多様化するニーズを取り込むとともに継続した生産コストの削減に取り組んでまいります。

畜産部

畜産をめぐる情勢には、歴史的な円安による生産資材価格の高騰、また、中国の畜産物消費拡大に伴う飼料穀物の輸入拡大といった動きが見られます。過度な海外依存から脱却し、国内資源の活用による持続的な生産体制に向けて進んでいかなければなりません。

家畜衛生については令和4年度において、群馬県内でも初めて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。豚熱についてはワクチン接種農場でも発生がみられることに加え、野生イノシシの陽性も数多く確認されています。また、中国や韓国などの近隣諸国においては、アフリカ豚熱の発生が続いているため、引き続き水際対策により海外からの悪性伝染病の侵入を防ぐとともに、生産農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底に取り組むことは必須であります。

JA利根沼田の生産部会としても、石灰の配布支援をはじめとする高病原性鳥インフルエンザ・豚熱対策などを実施しております。

こうした諸情勢の変化に対応した緊急対策なども各部会組織を通じて迅速かつ的確に講じることは重要な業務であり、情報を収集し可能な限りニーズに即した内外の情報収集・提供・対応に努めています。しかしながら、生産者を取り巻く状況は日々深刻化し、生産コストが上昇する一方で、価格は低迷が続く農家経営を直撃しています。今後の課題として「価格転嫁をどう進めるか」が最重要課題となることから、畜産・酪農の生産基盤の持続的な発展を図っていくためJAグループをあげて取り組んでいます。

このような状況下において、各生産部会が生産基盤対策の取組を行い、畜産全体での販売高実績は、38億8,941万円、計画比109.8%、前年比101.5%でありました。

生乳出荷数量で13,505トン前年比97.8%、販売高では15億5,446万円、前年比98.6%でありました。

スモール・子牛は、昨年までの高相場から一転し、低迷した取引となり、販売高で3億6,486万円、前年比97.8%でした。肉牛は大型農場の出荷協力を得られ、4億3,646万円、前年比114.2%と大幅に前年を上回りました。

肉豚においては、価格が年間を通し比較的堅調に推移し、販売高で11億9,131万円、前年比106.3%でありました。

金融共済事業本部

信用事業

■地域に根ざした金融機関としてのサービスの強化

農業メインバンク強化の取り組みとして、農業担い手の方々へ農業資金にかかる保証料助成制度・JAバンク利子補給などの金融負担軽減施策を周知するための訪問活動の実施、新型コロナウイルス緊急対策資金・物価高騰緊急対策資金の新設などにより農業資金残高は増加しました。また、地場建築業者をはじめとしたハウスメーカーへの定期的な営業活動による住宅ローンのほか、マイカー・教育ローンなどの豊富な小口ローンのラインナップにより多くの地域の方々にご利用いただきました。

さらに、昨年度に引き続き、お客様にとっての利便性を高めていける商品としてネットバンクの提案を行いました。また、相談機能充実を図るため担当者へ業務検定試験の受験を促し知識面のレベルアップを図る試みを行いました。

年金友の会の活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で「ゴルフ大会」・「グラウンドゴルフ大会」は中止し、「短歌・俳句・川柳大会」のみの開催となりました。

■利用満足度と信頼性の向上

各担当者の事務堅確性を更に高めて行くため、本店事務リーダーを中心に継続的に支店巡回指導を行いました。また、昨年度同様、問題点や改善点が生じた場合は役席者を含めた勉強会を実施し情報共有を図りました。事務の堅確化を徹底することで利用者へ信頼を高めていける仕組みづくりを取り組みました。

■地域貢献活動

地域に根付いたサービスの徹底を図るため、昨年度より移動店舗車の運行を変更し同一曜日同一場所としました。これにより、新たな利用者も増え、地域貢献のきっかけを増やすことができました。

また、県内のメディアを通じて発信することでよりJAバンクを身近に感じてもらえるようにしました。農林中央金庫を通じて上毛新聞社を中心とした商品の広告を幅広く掲載し、組合員様だけでなく多くの地域の方々へご利用いただけるよう努めました。

さらにJAバンク食農教育応援事業として管内全小学校へ高学年（5年生）向けの補助教材を寄贈いたしました。

共済事業

■組合員・利用者への「ひと・いえ・くるま + 農業」の万全な保障の提供

令和4年度は全世帯から「全契約者」へと一人ひとりに寄り添った「3Q訪問活動」を実施しました。時代ニーズに合った医療共済「メディフル」のお知らせ活動、頻発する自然災害への対応として建更「むてきプラス」・家財家具の提案強化に取り組みました。

農業分野においては生産部会で農業者賠償責任共済「ファーマスト」の説明を積極的に展開し保障提供を行いました。

■令和4年度共済金支払額

令和4年度JA利根沼田管内でお支払いした共済金支払額は、52億8,006万円となりました。主な内訳は、長期事故共済金が11億3,129万円、自動車・自賠責共済金が6億2,540万円、満期金・年金が35億1,787万円です。

■地域貢献活動

女性部による貢献活動として赤城根支部・新治支部については公共施設の花植え等、川場支部については通学路の安全見守り活動、糸之瀬支部については通学路の清掃活動を実施しました。

また、文化支援活動として管内の小中学生を対象に、交通安全ポスター・書道コンクールを実施し、数多くの作品が出品されました。

経 済 事 業 本 部

経 済 部

葬祭課

件数増加により取扱高は昨年度を上回りましたが、葬儀形式は通夜を省略し、一日葬を行う葬家が目立ちました。今年度も会食の代わりに持帰り料理を勧めるなど、お客様に喜ばれるための取組みを継続しました。

なお、昨年同様人形供養祭はコロナ禍により中止となりました。

ガス課

昨年度に引き続き安全化システムの新規導入と交換、また、ガス設備の改善を進め、施設の安全確保に努めました。ガス器具につきましては、コロナ禍で製品の製造が滞り、要望に応えることが出来ない状況がありました。

車両課

作業の安全性を高めるため、オートパル西部の工場の照明を水銀灯から LED 電灯に交換し、明るい照明で安全に作業できる体制の整備を行いました。

また、オートパル中部・南部にて2回、オートパル東部にて1回、コロナ禍の中、感染予防に注意を払い、自動車・農業機械の展示会を開催し、地域組合員・利用者の要望に応えられるよう努めました。

燃料（全農との一体化運営）

携帯電話のLINEアプリを用いて、セルフスタンドLINEお友達登録キャンペーンを実施しました。LINEお友達登録をされたお客様に対して割引を行い、一層の利用促進を図りました。

観光住宅課

○住宅

資産管理事業では賃貸住宅1棟を建設しました。賃貸管理ではオーナー会によるアパートの巡回指導会を5月と10月に実施して入居率の向上に努めました。

○旅行

コロナ禍により団体旅行、個人旅行ともに大きく落ち込んだ状態が続いた中ですが、感染対策を万全にしての「日帰りバスツアー」や恒例である謝恩旅行として1泊2日の「福島母畑温泉旅行」を実施することができました。

なお、令和4年12月末で農協観光へ業務移管となりました。

5. 農業振興活動

○生産履歴簿記帳の普及

- ・安全・安心な農産物づくりに向けての取り組みとして生産履歴簿の記帳をはかっています。

○ポジティブリスト制度（※）への対応

- ・ポジティブリスト制度に対応するため、収穫間近の畑に注意を促す旗をたてるよう、旗を配布しています。

※法規制の方法のうち「原則として全てを禁止とするが、許可するものだけを一覧表とする」ことにより規制をおこなうもの。「原則として全てを許可するが、禁止するものだけを一覧表とする」方式はネガティブリストという。食品中の残留農薬に関する規制がネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に移行した。（平成18年施行）

6. 地域貢献情報

1. 地域貢献全般に関する事項

当JAは、沼田市、川場村、みなかみ町、昭和村、片品村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の皆さまが組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員や地域の皆さま、地方公共団体などにご融資し、暮らしや事業のお手伝いをさせていただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業の助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめとして、地域の皆様からお預かりした貯金の残高は、893億71百万円となっております。（令和5年2月28日現在）

当JAは、組合員および地域の皆様に安心してご利用いただけるように相談機能向上を図っております。年金については専門職員での対応の他、完全予約性の相談会を毎月実施しています。利用者の利便性向上のため、ネットバンクなど非対面取引についての充実を図っております。

また、全国のJA・農林中金で構成するJAバンクはグループ全体のネットワークと統合力で、地域の皆様により身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しております。万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JAバンクには「JAバンク・セーフティネット」があり、貯金者の皆様により一層の“安心”をお届けしております。

3. 地域への資金供給の状況

組合員をはじめとして、地域の皆様への貸出金の残高は、210億94百万円となっております。（令和5年2月28日現在）

さまざまなライフスタイルやニーズに合わせた各種資金をご準備し、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しております。特に農業資金においては、長期・低利な農業近代化資金を中心とした制度資金をはじめ、当JA独自の資金としても幅広い資金をご用意しております。また、農業関連産業・地域公共団体などへのご融資を通じ、地域経済の質的向上・発展に貢献しております。

さらに、住宅金融支援機構・株式会社日本政策金融公庫等の融資申込のお取次ぎも行っております。

4. 地域密着型金融の取り組み状況（令和4年度）

農業と地域社会に貢献するため、JA利根沼田中期3カ年計画に基づき地域密着型金融の推進に取り組んでおります。

（1）農山漁村等地域の活性化のための融資を始めとする支援

地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

（2）農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和5年2月末時点の農業関係資金残高は2,871百万円（うち農業経営向け貸付金2,621百万円）

（注1）農業関係の貸出金とは、農業者および農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

【営農類型別農業資金残高】 単位：百万円

種 類	令和5年2月末現在
穀作	88
野菜・園芸	1,464
果樹・樹園農業	223
工芸作物	342
養豚・肉牛・酪農	236
養鶏・鶏卵	0
その他農業	515
合 計	2,871

（注1）「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

【資金種類別農業資金残高】 単位：百万円

種 類	令和5年2月末現在
プロパー資金	1,228
農業制度資金	1,642
農業近代化資金	1,631
その他制度資金	11
合 計	2,871

（注1）プロパー資金とは、JA利根沼田原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

（注2）農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体等が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫等が融資するものがあります。

（注3）その他制度資金には、農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

（3）担い手のニーズに応えるための体制整備

JA利根沼田では、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

（4）JA内事業間連携の強化

農業者の多様なニーズにJAをあげて応えていくため、営農・経済事業等との合同会議・研修会の開催や農業者への同行訪問等により、これまで以上にJA内事業間連携を強化しています。

(5) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手をサポートするため、ライフステージに応じて、次の取組みを行っています。

新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

【新規就農者をサポートする資金の取扱実績】 単位：件、百万円

種 類	令和4年度実行件数	令和4年度実行金額
就農支援資金	0	0
合 計	0	0

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

地域社会へ貢献するため、次の取組みを行っています。

農業担い手応援

農業者等の資金調達の負担軽減を図る観点から、農業者・農業経営体が当組合から近代化資金等を借り入れた際に負担する群馬県農業信用基金協会の保証料について全額助成するぐんま農業担い手サポート融資事業・JAバンク保証料助成を実施しております。

5. 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 社会貢献への取り組み

■ 少年野球大会への協賛

野球を通じて子供たちが健全な心と体を身につけることを願い、毎年6月～7月に開催される「群馬県少年学童軟式野球大会 利根沼田支部予選会（JAグループ群馬杯）」に協賛し、JAカップの贈呈や優勝・準優勝チームへの副賞、参加チームに利根沼田産コシヒカリの『田んぼの王様』を賞品に提供し、地域の大切な担い手である子供達を応援しています。この大会は地域の少年野球チーム13チームが参加し、熱戦を繰り広げます。

■ 食農教育への取り組み

親子農業体験を企画し、子供たちにトウモロコシやニンジン、ミニ白菜等の種植えや収穫を体験してもらうことにより、農業を通じた食農教育に取り組んでいます。

令和4年度は5月、8月、10月の合計3回開催し、10家族26人の方が参加しました。

■ 学校給食への地元農産物の提供支援（地産地消）

当JA管内には、多彩な果物をはじめ“旬”の美味しい食材がそろっています。その美味しい地元産の食材を子供達に食べてほしいと、学校給食へ届けています。地元産夏のさくらんぼ・ブルーベリー、秋にはリンゴやブドウなど旬の美味しい果物は特に人気です。これからも多くの食材を届けていきます。

■ 児童・生徒達へ交通安全の呼びかけ

当JAでは、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を危機から守るための保障活動はもとより、多発している交通事故をなくすため、交通安全教室を「かわば森のこども園」にて開催し、腹話術を使用した園児に分かりやすい交通安全マナーの講習を行いました。

また、文化支援活動として管内の小中学生を対象に交通安全ポスターコンクールを実施し、数多くの作品が出品されました。

■ 児童・生徒達の書写教育に貢献しています

JA共済では、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を危機から守るための保障活動・福祉活動に積極的に取り組み、しあわせの輪を広げたい、“相互扶助の精神”を、次代を担う小・中学生に伝えたいと願い、「JA共済群馬県小・中学生書道コンクール」を開催し、児童・生徒の書写教育に貢献しています。

■ 年金友の会の活動

年金友の会の活動として「ゴルフ大会」「グラウンドゴルフ大会」を実施しておりましたが、昨年同様新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりました。また、「短歌・俳句・川柳大会」を開催し、皆様から多くの作品が寄せられました。

■ 農業まつりの開催

毎年開催しておりました農業まつりにつきまして、令和4年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から全て中止となりました。

■ 各種相談会

- ① 顧問弁護士が無料で、ご相談に応じる「法律相談会」を毎月開催しています。
- ② 顧問税理士が無料で、ご相談に応じる「税務相談会」を毎月開催しています。
- ③ 年金制度や手続き等について、ご相談に応じる「年金相談会」を開催しています。

■ 地域防災活動への協力

職員は地域消防団のメンバーとして協力し、地域の防災活動に参加しています。

（２）情報提供活動

■ J A広報誌「夢 i n g」の発行

当 J Aは合併以来、広報活動に力を注いでいます。広報活動の中心となる広報誌「夢 i n g」は J Aと地域とを結ぶ情報エクスプレスとして、組合員の皆さまから好評をいただいております。

■ ホームページ（ <http://www.jatone.or.jp> ）

ホームページでは事業内容や組合員のホームページ・各部会の情報をなど紹介するほか“旬”の野菜・果樹などの情報も掲載しております。

■ J A提供のテレビ番組に協力

群馬テレビの J A提供番組「 J Aみどりの風」の企画に協力し、管内の農業などを紹介しています。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

信用リスク、流動性リスク、事務リスク等、金融機関として当然あり得る様々なリスクに対して常日頃より十分認識し、併せて最大限各リスクを回避する体制・仕組み・業務運営に努めております。

(2) リスク管理体制の内容

審査体制

平成25年度よりリスク管理室を設置し、融資現業部署から独立し、貸出金、担保、保証等の審査を充実すると共に支店担当者においては、県本部主催の研修会を年4回程度受講、内部研修も4回程度実施し、事務統一、スキルの修得に心がけ、万全な審査を実施しております。

債権管理体制

平成26年度より新たにリスク管理室にて、支店債権対策班を充実すると共に債権管理委員会についても定期的開催し、重点債務者との個人面談、負債農家に対する営農部署と連携した経営改善指導と各種未収金担当部署との固定化債権圧縮への取り組み強化を行っております。また、長期固定化案件に対する担保物件競売の実行、サービサーを利用した債権処理も併せて実施致します。

ALM委員会

4半期に一度実施し、経済金融等の諸情勢の的確な把握分析と資産および負債の総合管理における期間マッチングに基づき、安全性・流動性を重視しつつ収益確保に努めております。また、体制については、運用執行機能・リスク管理機能を部・課単位で分離し、相互牽制機能の確保に努めていきます。

(3) 監査体制

毎年、職員による内部監査(令和4年度 延べ 64日間)を実施し、監事においては常勤監事・員外監事を設置し、定期的に監査を実施(令和4年度 延べ8日)しております。

令和4年度は、監査法人による期中監査(7月、1月延べ7日)、資産査定監査(2月延べ4日)、棚卸監査(8月、2月延べ2日)、決算監査(3月、4月延べ6日)を受けております。

8. 法令遵守(コンプライアンス)の体制

(1) 基本方針

農協法、各法令及び各事業を規定する法令を遵守し、組合員、地域住民に対する社会的責任を果たすべく的確な運営をしております。内部においては、全役職員にコンプライアンス意識の高揚をはかるべく、朝礼、研修会、会議等での意識付けを実施し、自店検査、コンプライアンスチェックの定期的な励行とフィードバックによる不祥事防止対策に努めており、コンプライアンス委員会を定期的開催し、進捗管理、問題対策等の協議も実施しております。

また、当組合は農業協同組合法に基づき各事業を行っていますが、農協法はもとより、農協法で準用される各法令や各事業を規定する法令を遵守するのは勿論、組合員・地域住民に対する重要な金融・経済機関である自覚を持って、社会責任を果たす覚悟で運営しています。

(2) 法令遵守の体制

- ① 法令に基づき定款諸規程を整備し、その規定に基づき事業運営並びに会計・事務処理を行っております。
- ② 総会を頂点に、執行常勤役員体制、理事会、監事会並びに機巧に基づく職員配置を行い、それぞれの責任と権限により事業運営を行っております。
- ③ 職員には必要な研修を積極的に受講させています。

9. 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 9時～17時）

本店金融共済部	0278-22-6638	みなかみ支店	0278-62-2021
沼田支店	0278-23-5145	南部支店	0278-24-4322
東部支店	0278-25-4455	片品支店	0278-58-2321

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬県弁護士会紛争解決センター（TEL：027-234-9321）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）

（TEL：03-6837-1359）にお申し出下さい。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただく事も可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（TEL：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせください。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款、事務手続等を遵守し、適正かつ効率的に業務を執行できる管理態勢を整備する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に

努める。

- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

この方針は平成 31 年 2 月 25 日より施行する。

この改正は令和 5 年 3 月 1 日より施行する。

J Aバンク利用者保護等管理方針

平成22年 9月30日 制定

利根沼田農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

附 則

この方針は、平成22年9月30日から実施する。

金融円滑化にかかる基本的方針

平成22年 1月28日 施行

平成23年 3月28日 改正

平成25年 5月22日 改正

当JA利根沼田（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制について

当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成 22 年 1 月 28 日から施行する。

平成 23 年 3 月 28 日の改正は、平成 23 年 4 月 23 日から施行する。

平成 25 年 5 月 22 日の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に 関する基本方針

平成22年11月24日 制定
平成22年12月 1日 施行
平成26年 1月23日 改正
平成31年 1月25日 改正

利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、群馬県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

附則

平成26年 1月23日の変更は、平成26年 2月 1日から施行する。

平成31年 1月25日の変更は、平成31年 4月 1日から施行する。

利益相反管理方針

平成21年6月1日 制定

J A利根沼田（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当 J Aの間の利益が相反する類型

〔取引例〕

- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当 J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

〔取引例〕

- 農業法人等の買収において、当 J Aが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じ

て関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利根沼田農業協同組合個人情報保護方針

平成17年 3月15日 制定

平成23年11月24日 改正

平成27年 9月24日 改正

平成29年 7月24日 改正

令和 4年 5月25日 改正

利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

利根沼田農業協同組合情報セキュリティ基本方針

平成29年 4月 1日

利根沼田農業協同組合は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

10. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、16.34%となりました。

11. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和5年6月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金は自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金使途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。		
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上です。
	一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯 金 等 の 保 護 の 内 容

貯 金 等 の 分 類			保 護 の 範 囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金）	全額保護 （恒久措置）
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2）	一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注3）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等		保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）〕

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

(令和5年6月1日現在)

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利 率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金、などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率
住 宅 ローン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～10,000万円 (1万円単位)	3年～40年 (借換の場合、借換対象ローンの残存期間内)	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教 育 ローン (カード型は除く)	18歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJ A組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円 (1万円単位)	6か月以上最長15年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
多目的 ローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJ A組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、一部ご利用いただけない資金使途がございます。)	10万円～500万円(1万円単位)	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円～1,000万円 (1万円単位)		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
マイカー ローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円 (1万円単位) ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
クロー バ ー ン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJ A正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。(ただし負債整資金、共済未払金、経済未払金は除きます。)	10万円～300万円 (1万円単位)	1か月～5年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済(専業農業者の方のみ)	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カ ー ド ロ ー ン (約定返済型)	20歳以上65歳未満のJ A組合員の方となります。(契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。)	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～300万円 (10万円単位)	1年 (自動更新)	①毎月返済 ②任意返済	県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円～500万円 (10万円単位)			三菱UFJニコス(株)	

- ※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。
2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。
3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。
また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

(令和5年6月1日現在)

金 融 機 関 名	資 金 名
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（３年固定利付債、５年固定利付債、１０年変動利付債）、新窓販国債（２、５、１０年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のＪＡのＡＴＭや他金融機関等との提携によるＡＴＭ入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全ＪＡにおいてＩＣキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

(令和5年6月1日現在)

項 目	サ ー ビ ス 内 容
ＪＡキャッシュサービス ※	ＪＡバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、ＪＡバンクのＡＴＭによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱ＵＦＪ銀行ＡＴＭ、セブン銀行ＡＴＭ、イーネットＡＴＭ、ローソン銀行ＡＴＭ、ＪＦマリンバンクＡＴＭによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
ＩＣキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにＩＣチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なＩＣチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
Ｊ Ａ カ ー ド	ＪＡ独自の多彩な特典を備えた「ＪＡならではの」のクレジットカードで、ＩＣチップを搭載したＪＡカードは、お客さまに安全をお届けいたします。 また、ＩＣキャッシュカードと一緒にになった一体型カードもございます。
Ｊ Ａ ネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	ＪＡバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約6,200店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できるＪＡバンクＡＴＭが約10,500台（※）、提携ＡＴＭが約52,800台（※）あります。 （※）店舗数は2023年1月31日現在、ＡＴＭ台数は2023年3月31日現在　ＪＡバンク調べ
年 金 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、ＪＡバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はＡＴＭにより異なります。また、ＡＴＭ稼働時間であってもＪＡバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのＪＡまたは、ご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

信用事業顧客手数料一覧表

◆ 貯金関係手数料

令和3年10月1日より

区 分	取 扱 内 容	基 準	手 数 料
貯金通帳・証書 キャッシュカード	再 発 行	1 通（枚）につき	1,100円
I Cキャッシュカード	新 規 発 行	1 枚につき	無 料
	更 新 発 行	1 枚につき	無 料
	再 発 行	1 枚につき	1,100円
J Aカード一体型 I Cカード	新 規 発 行	1 枚につき	無 料
	更 新 発 行	1 枚につき	無 料
	再 発 行	1 枚につき	1,100円
残 高 証 明 書	J A指定用紙	1 通につき	550円
	指定外（お客様の指定用紙）	1 通につき	1,100円
	指定外（監査法人向け）	1 通につき	3,300円

口 座 取 引 異 動 明 細	1 ヶ月当たり	110円
マ イ ク ロ フ ィ ル ム コ ピ ー	1 ヶ月当たり	110円
小 切 手 帳	1 冊（50枚）	550円
自 己 宛 小 切 手	1 枚につき	550円
約 束 手 形	1 枚につき	11円
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料	年 額	1,320円

◆ 融資関係手数料

取 扱 内 容		基 準	
J Aカードローン口座管理手数料		1 案 件	1,100円
条 件 変 更		1 案 件	5,500円
金利選択型の固定金利への継続・変更			5,500円
住宅ローン繰上返済（固定金利特約期間）		全 額 繰 上	33,000円
（根）抵当権設定（住宅関連資金）			11,000円
（根）抵当権設定（住宅関連資金以外）			22,000円
（根）抵当権一部抹消			5,500円
質 権 設 定			1,100円
融 資 証 明 書		1 通につき	5,500円
残 高 証 明 書	J A指定用紙	1 通につき	550円
	指定外（お客様の指定用紙）	1 通につき	1,100円
	指定外（監査法人向け）	1 通につき	3,300円

信用事業顧客手数料一覧表

◆ ATM利用手数料 ※ JAのキャッシュカードをご利用の場合

令和3年10月1日より

ご 利 用 A T M	ご 利 用 時 間			手数料
J AバンクATM	平 日	出 金	8：00～20：00	無 料
		入 金	8：00～20：00	
	土 曜 日	出 金	8：00～20：00	
		入 金	8：00～20：00	
	日・祝日	出 金	8：00～20：00	
		入 金	8：00～20：00	
提携金融機関ATM	平 日	出 金	8：00～ 8：45	220円
			8：45～18：00	110円
			18：00～21：00	220円
	土・日 祝日	出 金	8：00～21：00	220円
三菱UFJ銀行ATM	平 日	出 金	8：00～ 8：45	110円
			8：45～18：00	無 料
			18：00～21：00	110円
	土・日 祝日	出 金	8：00～21：00	110円
ゆうちょ銀行ATM	平 日	出 金 入 金	8：45～18：00	110円
	土 曜 日	出 金 入 金	9：00～14：00	110円
	日・祝日等	出 金	上記時間以外	220円
		入 金	上記時間以外	110円
セブン銀行ATM イーネットATM ローソン ATM	平 日	出 金	8：00～ 8：45	220円
			8：45～18：00	110円
			18：00～21：00	220円
		入 金	8：00～ 8：45	220円
			8：45～18：00	110円
			18：00～21：00	220円
	土 曜 日	出 金	8：00～ 9：00	220円
			9：00～14：00	110円
			14：00～21：00	220円
		入 金	8：00～ 9：00	220円
			9：00～14：00	110円
			14：00～21：00	220円
	日・祝日	出 金 入 金	8：00～21：00	220円

信用事業顧客手数料一覧表

◆ 為替関係手数料

令和4年2月1日より

区 分	取 扱 内 容		金 額	窓口扱い	A T M	定時 自動送金	ネットバンク	
							個人	法人
振込 手数料	系 統 宛	当 J A 本支店	3 万円以上	330円	無 料	無 料	無 料	無 料
		同一支所内	3 万円未満	220円	無 料	無 料	無 料	無 料
		県内外 J A 農中・信連	3 万円以上	440円	330円	330円	220円	440円
			3 万円未満	220円	110円	110円	110円	220円
	他 行 宛	電 信 扱 い	3 万円以上	770円	550円	660円	330円	550円
		文 書 扱 い	3 万円未満	550円	330円	440円	160円	380円
FD	当 J A 本 支 店 同 一 支 所 内		3 万円以上	220円	※定時自動集金・振替サービスは無料です。			
			3 万円未満	110円				
MT	他 行 宛		3 万円以上	660円	※自店において、ご本人またはご家族口座 への無通入金および家族間の振替は無料 です。 (依頼人の本人確認と家族であることの 確認が必要です)			
			3 万円未満	440円				
送 金	当 J A 本 支 店		440円					
手数料	他 行 宛		660円					
代 金	群 馬 中 央 交 換		(小切手)	無 料	※個別取立や組戻等において、手数料以上の の実費が掛かる場合は、超過分をいただ きます。			
			(手形)	220円				
	群馬中央交換以外		普 通 扱 い	880円				
			至急(個別)	1,100円				
取 立	不渡手形・小切手返却・組戻(含む、送金・振込)		880円					

◆ 両替手数料 (変更) ・金種指定払戻手数料

両 替 枚 数	手 数 料 (税込)
5 0 枚 以下	無 料
5 1 枚 ~ 5 0 0 枚	330円
5 0 1 枚 ~ 1, 0 0 0 枚	660円
1, 0 0 1 枚 以上	6 6 0 円 + 5 0 0 枚毎に 3 3 0 円

* 金種指定の総枚数で算出いたします。

◆ 硬貨入金手数料

両 替 枚 数	手 数 料 (税込)
5 0 0 枚 以下	無 料
5 0 1 枚 ~ 1, 0 0 0 枚	330円
1, 0 0 1 枚 ~ 2, 0 0 0 枚	660円
2, 0 0 1 枚 以上	6 6 0 円 + 1, 0 0 0 枚毎に 3 3 0 円

* 入金の総枚数で算出いたします。

◆ 貸金庫使用料

4,400円 (年間)

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。農業者が有する固有のリスクに対する「農業」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま＋農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

○終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。

○一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。

○引受緩和型終身共済

……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。

○定期生命共済………万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。

○医療共済……………病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。

○引受緩和型医療共済

……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。

○がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。

○介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

○一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

○予定利率変動型年金共済

……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

○生活障害共済……病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。

○特定重度疾病共済

………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。

○養老生命共済……万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

○こども共済………お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済………相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済………法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済………日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済………住まいの火災損害を保障します。

○農業者賠償責任共済

………農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってＪＡに注文しておき、ＪＡはそれをまとめてＪＡ全農に発注し、ＪＡ全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、ＪＡ・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→ＪＡ→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、ＪＡの販売事業です。

この目的を達成するためＪＡグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないＪＡ独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、ＪＡの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

ＪＡの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをＪＡの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業を J A のリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業を J A では宅地等供給事業として行なっています。これは J A が事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 J A が使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 J A が借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 J A が所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にも J A では、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 旅行事業

旅行業者代理業登録に基づき営業していた旅行センターにつきましては令和 5 年 1 月より代理業登録を廃止し、旅行業登録を伴わない株式会社農協観光との旅行活用促進契約による運営へと変更しました。

● 利用事業

J A では、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（ジュース、味噌など）して組合員に引き渡しを行っています。

【経営資料】
I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資		産	
科	目	令和3年度 (令和4年 2月 28日現在)	令和4年度 (令和5年 2月 28日現在)
(資産の部)			
1. 信用事業資産		87,112,860	88,841,271
(1) 現 金		379,625	422,583
(2) 預 金		62,261,463	62,814,621
系統預金		60,725,219	60,743,542
系統外預金		1,536,243	2,071,079
(3) 有価証券		4,298,070	4,176,730
国 債		2,648,400	2,632,730
地 方 債		1,033,550	964,450
社 債		616,120	579,550
(4) 貸 出 金		19,822,717	21,094,743
(5) その他の信用事業資産		358,537	337,594
未収収益		349,497	329,022
その他の資産		9,040	8,572
(6) 貸倒引当金	△	7,553	5,001
2. 共済事業資産		658	533
(1) その他の共済事業資産		658	533
3. 経済事業資産		1,024,788	1,262,325
(1) 経済事業未収金		593,329	707,771
(2) 経済受託債権		87	193
(3) 棚卸資産		428,580	552,339
購 買 品		385,257	487,925
その他の棚卸資産		43,322	64,414
(4) リース投資資産		4,835	3,153
(5) その他の経済事業資産		24,559	24,660
(6) 貸倒引当金	△	26,603	25,793
4. 雑 資 産		494,581	451,613
5. 固定資産		2,393,104	2,189,987
(1) 有形固定資産		2,373,805	2,176,038
建物		4,516,503	4,353,697
機械装置		1,111,508	1,161,420
土地		959,518	869,360
その他の有形固定資産		1,349,271	1,324,070
減価償却累計額	△	5,562,997	5,532,510
(2) 無形固定資産		19,298	13,948
6. 外部出資		6,059,985	6,059,793
系統出資		5,776,103	5,776,103
系統外出資		279,882	279,690
子会社等出資		4,000	4,000
7. 繰延税金資産		46,076	68,157
資 産 の 部 合 計		97,132,055	98,873,682

(単位：千円)

負 債 及 び 純 資 産		
科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	88,504,084	90,325,629
(1) 貯 金	88,044,508	89,371,395
(2) 借 入 金	7,178	5,372
(3) その他の信用事業負債	452,397	948,861
未払費用	1,476	2,218
その他の負債	450,921	946,642
2. 共済事業負債	440,781	380,320
(1) 共済資金	198,519	155,423
(2) 未経過共済付加収入	240,745	224,535
(3) その他の共済事業負債	1,515	361
3. 経済事業負債	402,387	493,202
(1) 経済事業未払金	369,833	463,662
(2) 経済受託債務	32,554	29,539
4. 雑 負 債	374,131	444,781
(1) 未払法人税等	41,780	80,278
(2) 資産除去債務	12,165	53,191
(3) その他の負債	320,185	311,311
5. 諸引当金	606,953	609,579
(1) 賞与引当金	54,482	50,575
(2) 退職給付引当金	552,470	559,004
負 債 の 部 合 計	90,328,338	92,253,512
(純資産の部)		
1. 組合員資本	6,797,478	6,929,763
(1) 出資金	2,076,594	2,061,943
(2) 資本準備金	8,927	8,927
(3) 利益剰余金	4,733,636	4,875,869
利益準備金	2,799,039	2,869,039
その他利益剰余金	1,934,597	2,006,830
リスク管理強化積立金	1,140,000	1,200,000
施設整備積立金	480,000	520,000
経営基盤強化積立金		30,000
当期末処分剰余金	314,597	256,830
(うち当期剰余金)	226,510	154,406
(4) 処分未済持分	△ 21,680	△ 16,977
2. 評価・換算差額等	6,238	△ 309,593
(1) その他有価証券評価差額金	6,238	△ 309,593
純 資 産 の 部 合 計	6,803,717	6,620,169
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	97,132,055	98,873,682

2. 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
	(令和3年 3月 1日～令和4年 2月 28日)			(令和4年 3月 1日～令和5年 2月 28日)		
1. 事業総利益			2,320,416			2,369,317
事業収益		9,198,497			7,018,861	
事業費用		6,878,080			4,649,544	
(1) 信用事業収益		681,241			651,585	
資金運用収益	629,771			598,005		
(うち預金利息)	315,553			285,443		
(うち有価証券利息)	25,268			29,827		
(うち貸出金利息)	242,968			252,238		
(うちその他受入利息)	45,980			30,494		
役務取引等収益	27,275			26,859		
その他事業直接収益	2,738					
その他経常収益	21,457			26,720		
(2) 信用事業費用		179,424			182,989	
資金調達費用	4,881			6,431		
(うち貯金利息)	1,626			1,362		
(うち給付補填備金繰入)	1,096			681		
(うちその他支払利息)	2,158			4,387		
役務取引等費用	9,863			10,664		
その他経常費用	164,679			165,892		
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 10,328			△ 2,552		
信用事業総利益			501,817			468,596
(3) 共済事業収益		739,261			721,401	
共済付加収入	688,578			678,541		
その他の収益	50,683			42,860		
(4) 共済事業費用		80,832			77,981	
共済推進費	21,880			15,135		
その他の費用	58,951			62,846		
共済事業総利益			658,429			643,420
(5) 購買事業収益		6,521,379			4,378,501	
購買品供給高	6,293,352			3,949,278		
購買手数料				256,767		
修理サービス料	143,672			145,890		
その他の収益	84,354			26,565		
(6) 購買事業費用		5,975,518			3,767,786	
購買品供給原価	5,544,005			3,362,992		
購買品供給費	296,160			278,171		
その他の費用	135,352			126,622		
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 1,145			△ 810		
購買事業総利益			545,861			610,715
(7) 販売事業収益		482,800			504,898	
販売手数料	349,184			374,964		
その他の収益	133,616			129,933		
(8) 販売事業費用		107,988			104,431	
販売費	43,076			40,442		
その他の費用	64,911			63,988		
販売事業総利益			374,812			400,466
(9) 保管事業収益		455			467	
(10) 保管事業費用		1,466			205	
保管事業総利益			△ 1,011			261
(11) 加工事業収益		54,397			62,427	
(12) 加工事業費用		40,889			45,398	
加工事業総利益			13,508			17,029
(13) 利用事業収益		656,728			672,285	
(14) 利用事業費用		424,896			447,208	
利用事業総利益			231,831			225,077
(15) 宅地等供給事業収益		22,843			16,762	
(16) 宅地等供給事業費用		16,729			2,383	
宅地等供給事業総利益			6,113			14,379

(単位：千円)

科 目	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
(17) 旅行事業収益		590			701	
(18) 旅行事業費用		2,626			1,666	
旅行事業総損失			2,036			965
(19) 指導事業収入		48,756			20,470	
(20) 指導事業支出		57,666			30,135	
指導事業収支差額			△ 8,909			△ 9,665
2. 事業管理費			2,155,781			2,126,382
(1) 人件費		1,677,835			1,670,054	
(2) 業務費		121,212			110,628	
(3) 諸税負担金		74,634			72,534	
(4) 施設費		275,428			266,079	
(5) その他事業管理費		6,670			7,086	
事業利益			164,634			242,934
3. 事業外収益			203,652			205,683
(1) 受取雑利息		3,032			3,575	
(2) 受取出資配当金		92,556			92,556	
(3) 賃貸料		63,120			59,972	
(4) 償却債権取立益		580			720	
(5) 雑収入		44,362			48,858	
4. 事業外費用			50,889			47,267
(1) 寄付金		15			15	
(2) 賃貸費用		42,791			41,972	
(4) 雑損失		8,083			5,280	
(うち貸倒引当金繰入額)						
(うち貸倒引当金戻入益)	△	0		△	0	
経常利益			317,397			401,350
5. 特別利益			8,960			12,323
(1) 固定資産処分益		4,939			4,064	
(2) 一般補助金		4,021				
(3) 受取保険金					8,258	
6. 特別損失			42,121			184,661
(1) 固定資産処分損		28,353			24,042	
(2) 固定資産圧縮損		3,973				
(3) 減損損失		9,794			160,619	
税引前当期利益			284,237			229,012
法人税、住民税及び事業税		62,976			97,472	
法人税等調整額	△	5,249		△	22,866	
法人税等合計			57,726			74,606
当期剰余金			226,510			154,406
当期首繰越剰余金			88,087			94,132
会計方針の変更による累積的影響額						8,291
遡及処理後当期首繰越剰余金						102,423
当期末処分剰余金			314,597			256,830

令和3年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
 - …主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産
 - …最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失率を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率を過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計上額の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 会計上の見積もりに関する注記

「会計上の見積もりの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、「会計上の見積もりに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 9, 794千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は、群馬県下の農業協同組合の固定資産事業利益率の過去3年間の平均値により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 34, 158千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 1千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は418, 259千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 128, 373千円 機械装置 218, 723千円 土地 49, 015千円
その他の有形固定資産 22, 147千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2,000,000	質権	為替決済	—
計	2,000,000			—

(4) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	86,961千円
子会社等に対する金銭債務の総額	45,753千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	111,442千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	—千円

(6) 信用事業を行う組合に要求される注記

①貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は10,801千円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,801千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引

①子会社等との取引による収益総額	634,410千円
うち事業取引高	634,410千円
うち事業取引以外の取引高	—千円
②子会社等との取引による費用総額	609,082千円

うち事業取引高	609,082千円
うち事業取引以外の取引高	－ 千円

(2) 減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、営農センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
旧久呂保支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧糸之瀬支店	遊休資産	土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

旧久呂保支店、旧糸之瀬支店の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧久呂保支店	8,598千円（土地8,598千円）
旧糸之瀬支店	1,195千円（土地1,195千円）
合 計	9,794千円（土地9,794千円）

④回収可能価額の算定方法

旧久呂保支店、旧糸之瀬支店の土地の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.089%上昇したものと想定した場合には、経済価値が82,887千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成

し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	62,261,463	62,296,896	35,433
有価証券			
その他有価証券	4,298,070	4,298,070	—
貸出金	19,822,717		
貸倒引当金（＊１）	△7,553		
貸倒引当金控除後	19,815,163	20,247,704	432,540
資 産 計	86,374,696	86,842,671	467,974
貯金	88,044,508	88,049,370	4,861
負 債 計	88,044,508	88,049,370	4,861

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を

控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,059,985

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	60,761,161	—	—	—	—	1,500,000
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	—	—	100,000	—	4,100,000
貸出金(*1、2、3)	2,231,532	1,523,009	1,325,532	1,154,438	1,041,589	12,537,712
合 計	63,092,694	1,523,009	1,325,532	1,254,438	1,041,589	18,137,712

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 132,137 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 8,001 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 900 千円は償還日が特定できないため含めていません。

- ⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
--	------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----

貯金(*1)	83,758,985	2,079,794	1,641,606	319,551	209,363	35,207
合 計	83,758,985	2,079,794	1,641,606	319,551	209,363	35,207

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額 (*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	717,630	698,172	19,457
	地方債	648,520	599,909	48,610
	社 債	424,920	399,910	24,379
	合 計	1,790,440	1,697,992	92,447
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	1,930,770	1,991,452	△60,682
	地方債	385,030	400,000	△14,970
	社 債	191,830	200,000	△8,170
	合 計	2,507,630	2,591,452	△83,822
合 計		4,298,070	4,289,445	8,624

(*) 上記差額から繰延税金負債 2,385 千円を差し引いた額 6,238 千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	202,869	2,738	—
合計	202,869	2,738	—

(3) 当期中において、減損処理を行った有価証券

当期中において、外部出資の株式 4,808 千円減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1, 570, 047 千円
勤務費用	67, 876 千円
利息費用	8, 441 千円
数理計算上の差異の発生額	11, 105 千円
退職給付の支払額	<u>△129, 616 千円</u>
期末における退職給付債務	1, 527, 854 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	999, 218 千円
期待運用収益	7, 181 千円
数理計算上の差異の発生額	△995 千円
特定退職共済金制度への拠出金	64, 973 千円
退職給付の支払額	<u>△94, 994 千円</u>
期末における年金資産	975, 383 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1, 527, 854 千円
特定退職金共済制度	<u>△975, 383 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>552, 470 千円</u>
貸借対照表計上額純額	552, 470 千円
退職給付引当金	552, 470 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	67, 876 千円
利息費用	8, 441 千円
期待運用収益	△ 7, 181 千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△12, 101 千円</u>
合 計	81, 238 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	6 4 %
年金保険投資	2 7 %
現金及び預金	4 %
その他	<u>5 %</u>
合 計	1 0 0 %

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.57%
長期期待運用収益率	0.71%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,801千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、287,350千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	152,813 千円
減損損失	115,912 千円
賞与引当金	15,069 千円
減価償却限度超過額	7,887 千円
未収利息不計上否認	3,855 千円
資産除去債務	3,365 千円
未払事業税・地方特別法人税	3,364 千円
未払法定福利費	2,537 千円
事務委託費否認	2,496 千円
その他	95 千円

繰延税金資産小計	307,398 千円
評価性引当額	△249,286 千円
繰延税金資産合計（A）	58,112 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,385 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△9,585 千円
有形固定資産（資産除去債務）	△64 千円
繰延税金負債合計（B）	△12,035 千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B）	46,076 千円
------------------	-----------

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.50%
住民税均等割等	2.46%
評価性引当額の増減	△5.74%
その他	△0.32%

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

オペレーティングリース取引に係る未経過リース料

(単位：千円)

1年以内	1年超	合計
12,978	16,520	29,498

(貸手側)

リース投資資産の内訳

リース料債権部分	5,603 千円
見積残存価額部分	— 千円
受取利息相当額	△ 767 千円
合 計	4,835 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

当組合の本店の一部に使用されている、有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は18年、割引率は2.0%を採用しています。

ウ. 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,927 千円
時の経過による調整額	238 千円
期末残高	12,165 千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は営農経済総合センターの建物等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
 - …主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産
 - …最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率を過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行債務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引渡時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引渡時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、加工品の引渡時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

育苗センター・トマトセンター・予冷库・こんにゃく荒粉加工所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合

が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方法の変更にに関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

主に購買事業において、財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、購買事業収益・費用が2,612,217千円減少しています。なお、事業利益、経常利益、税引前当期利益への影響はないことから、過年度への遡及適用は行わず、当期首より新たな会計方針を適用しています。

②購買事業・販売事業における支払奨励金の会計処理

購買事業・販売事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用または販売事業費用として計上していましたが、購買事業収益または販売事業収益から減額する方法に変更しています。

この結果、購買事業収益・費用が59,706千円、販売事業収益・費用が9,203千円減少しています。なお、事業利益、経常利益、税引前当期利益への影響はないことから、過年度への遡及適用は行わず、当期首より新たな会計方針を適用しています。

③LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。

この結果、購買事業収益が824千円、事業利益、経常利益、税引前当期利益が同額増加しています。

また、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の剰余金に加減し、当期首より新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高が8,291千円増加しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に

定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度への計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 77,743円
(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した経営基盤強化5ヶ年計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 160,619千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は、群馬県下の農業協同組合の固定資産事業利益率の過去3年間の平均値により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 30,794千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（４）引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ．主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ．翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

（１）資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 0 千円

（２）資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 4 1 8, 2 5 9 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1 2 8, 3 7 3 千円 機械装置 2 1 8, 7 2 3 千円 土地 4 9, 0 1 5 千円
その他の有形固定資産 2 2, 1 4 7 千円

（３）担保に供している資産

（単位：千円）

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2, 000, 000	質権	為替決済	—
計	2, 000, 000			—

（４）子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 1 1 5, 0 3 5 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 8 6, 7 6 7 千円

（５）役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 8 9, 3 6 6 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

（６）信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農協法等開示債権の合計額およびその内訳

貸出金のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 4, 9 2 6 千円、危険債権額は 1 1, 5 4 0 千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態およ

び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計は16,466千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

（1）子会社等との取引

①子会社等との取引による収益総額	696,416千円
うち事業取引高	696,416千円
うち事業取引以外の取引高	－千円
②子会社等との取引による費用総額	667,744千円
うち事業取引高	667,744千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

（2）減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、営農センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
ガスセンター	営業店舗	建物、器具備品、 機械装置	
利根東支店	営業店舗	土地、器具備品、 その他	
新治支店	営業店舗	土地、建物、 構築物	
片品給油所	賃貸固定資産	建物、構築物、 器具備品	業務外固定資産
新治給油所	賃貸固定資産	建物	業務外固定資産

オートパル西部跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧月夜野加工所	遊休資産	土地、建物、その他	業務外固定資産
旧糸之瀬支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧新治予冷库	遊休資産	建物、機械装置	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

ガスセンター、利根東支店、新治支店については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

片品給油所、新治給油所については令和7年2月末での閉鎖が理事会で決定され、当該資産の回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたため、減損の兆候に該当しています。よって、帳簿価額を備忘価額まで減額し、その差額を減損損失として認識しました。

オートパル西部跡地、旧月夜野加工所、旧糸之瀬支店、旧新治予冷库の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

ガスセンター	7, 772千円（建物4, 487千円、器具備品2, 384千円、機械装置900千円）
利根東支店	6, 913千円（土地6, 739千円、器具備品100千円、その他72千円）
新治支店	12, 782千円（土地4, 355千円、建物8, 165千円、構築物261千円）
片品給油所	50, 061千円（建物49, 484千円、構築物371千円、器具備品205千円）
新治給油所	15, 124千円（建物15, 124千円）
オートパル西部跡地	16, 548千円（土地16, 548千円）
旧月夜野加工所	50, 036千円（土地49, 159千円、建物624千円、その他253千円）
旧糸之瀬支店	797千円（土地797千円）
旧新治予冷库	582千円（建物322千円、機械装置260千円）
合 計	160, 619千円（土地77, 600千円、建物78, 209千円、構築物632千円、器具備品2, 690千円、機械装置1, 160千円、その他326千円）

④回収可能価額の算定方法

利根東支店、オートパル西部跡地、旧月夜野加工所、旧糸之瀬支店の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

その他の資産の回収可能価額については、備忘価額としています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.226%上昇したものと想定した場合には、経済価値が202,508千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	62,814,621	62,673,943	△140,678
有価証券			
其他有価証券	4,176,730	4,176,730	—
貸出金	21,094,743		
貸倒引当金（＊1）	△5,001		
貸倒引当金控除後	21,089,742	21,251,993	162,251
資 産 計	88,081,093	88,102,667	21,573
貯金	89,371,395	89,349,093	△22,302
負 債 計	89,371,395	89,349,093	△22,302

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフ

リーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	6,059,793

（*1）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	60,814,027	—	—	—	—	2,000,000
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	100,000	—	—	4,400,000
貸出金（*1、2、3）	2,152,861	1,568,837	1,397,637	1,283,668	1,143,923	13,536,351

合 計	62,966,888	1,568,837	1,497,637	1,283,668	1,143,923	19,936,351
-----	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 122,111 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 8,014 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 3,450 千円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	85,415,767	2,114,544	1,335,946	223,783	270,249	11,104
合 計	85,415,767	2,114,544	1,335,946	223,783	270,249	11,104

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額 (※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	105,200	99,950
	地方債	522,830	499,919
	社 債	311,140	299,899
	合 計	939,170	899,768
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	2,527,530	2,786,528
	地方債	441,620	500,000
	社 債	268,410	300,026
	合 計	3,237,560	3,586,555
合 計	4,176,730	4,486,323	△309,593

(2) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当期中において、外部出資の株式 191 千円減損処理を行っています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1, 527, 854 千円
勤務費用	65, 344 千円
利息費用	8, 386 千円
数理計算上の差異の発生額	26, 624 千円
退職給付の支払額	△77, 776 千円
期末における退職給付債務	1, 550, 433 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	975, 383 千円
期待運用収益	6, 499 千円
数理計算上の差異の発生額	△262 千円
特定退職共済金制度への拠出金	64, 106 千円
退職給付の支払額	△54, 298 千円
期末における年金資産	991, 429 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1, 550, 433 千円
特定退職金共済制度	△991, 429 千円
未積立退職給付債務	559, 004 千円
貸借対照表計上額純額	559, 004 千円
退職給付引当金	559, 004 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	65, 344 千円
利息費用	8, 386 千円
期待運用収益	△ 6, 499 千円
数理計算上の差異の費用処理額	26, 886 千円
合 計	94, 117 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	6 4 %
年金保険投資	2 8 %
現金及び預金	4 %
その他	4 %
合 計	1 0 0 %

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と

年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.57%
長期期待運用収益率	0.66%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,205千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、250,765千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	154,620 千円
減損損失	145,101 千円
その他有価証券評価差額金	85,633 千円
資産除去債務	15,076 千円
賞与引当金	13,989 千円
未払事業税・地方特別法人税	5,752 千円
未収利息不計上否認	3,063 千円
事務委託費否認	2,496 千円
未払法定福利費	2,347 千円
その他	75 千円
繰延税金資産小計	428,157 千円
評価性引当額	△350,414 千円
繰延税金資産合計（A）	77,743 千円

繰延税金負債

全農合併に伴うみなし配当否認額	△9,585 千円
繰延税金負債合計（B）	△9,585 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	68,157 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.20%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.58%
住民税均等割等	3.06%
評価性引当額の増減	6.77%

その他	$\triangle 0.52\%$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.58%

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

1年以内	1年超	合計
9,056	11,295	20,352

(貸手側)

リース投資資産の内訳

リース料債権部分	3,369千円
見積残存価額部分	－千円
受取利息相当額	$\triangle$ 215千円
合 計	3,153千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

当組合の本店の一部に使用されている、有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

また、当組合の新治給油所、片品給油所は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務を有していますが、閉鎖が決定したことにより、合理的に見積もることができるようになったため、資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～18年、割引率は0.7%～3.0%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,165千円
見積りの変更による増加額	40,729千円
時の経過による調整額	296千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は営農経済総合センターの建物等に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
1. 当期末処分剰余金	314,597,293	256,830,185
2. 剰余金処分数額	220,464,898	150,359,773
(1)利益準備金	70,000,000	70,000,000
(2)任意積立金	130,000,000	60,000,000
リスク管理強化積立金	60,000,000	30,000,000
施設整備積立金	40,000,000	20,000,000
経営基盤強化積立金	30,000,000	10,000,000
(3)出資配当金	20,464,898	20,359,773
3. 次期繰越剰余金	94,132,395	106,470,412

5. 部門別損益計算書

部 門 別 損 益 計 算 書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

区 分		合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費等
事業収益	①	7,029,502	651,585	721,401	4,913,863	722,181	20,470	
事業費用	②	4,660,185	182,989	77,981	3,790,821	578,258	30,135	
事業総利益	③＝①－②	2,369,317	468,596	643,420	1,123,041	143,923	△ 9,665	
事業管理費	④	2,126,382	289,322	427,367	1,093,931	244,959	70,802	
(うち減価償却費)	⑤	(149,161)	(5,240)	(4,924)	(121,272)	(15,599)	(2,124)	
(うち人件費)	⑤’	(1,670,054)	(252,968)	(393,784)	(779,447)	(154,568)	(89,284)	
※うち共通管理費	⑥		49,037	58,187	277,043	54,808	13,445	△ 452,523
(うち減価償却費)	⑦		(3,872)	(4,594)	(21,876)	(4,327)	(1,061)	(△ 35,733)
(うち人件費)	⑦’		(22,369)	(26,543)	(126,380)	(25,002)	(6,133)	(△ 206,429)
事業利益	⑧＝③－④	242,934	179,274	216,053	29,110	△ 101,036	△ 80,467	
事業外収益	⑨	205,683	69,614	31,185	48,649	53,934	2,298	
※うち共通分	⑩		8,092	9,602	45,721	9,045	2,218	△ 74,681
事業外費用	⑪	47,267	491	583	3,748	42,309	134	
※うち共通分	⑫		491	583	2,777	549	134	△ 4,536
経常利益	⑬＝⑧＋⑨－⑪	401,350	248,397	246,656	74,012	△ 89,411	△ 78,303	
特別利益	⑭	12,323	554	657	8,763	2,196	151	
※うち共通分	⑮		554	657	3,130	619	151	△ 5,113
特別損失	⑯	184,661	5,155	5,297	160,261	12,723	1,223	
※うち共通分	⑰		4,463	5,295	25,214	4,988	1,223	△ 41,185
税引前当期利益	⑱＝⑬＋⑭－⑯	229,012	243,796	242,015	△ 77,485	△ 99,937	△ 79,375	
営農指導事業分配賦額	⑲		15,389	15,823	32,735	15,426	△ 79,375	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	⑳＝⑱－⑲	229,012	228,406	226,191	△ 110,221	△ 115,364		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)

(2) 営農指導事業(均等割＋事業総利益割)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	10.8	12.9	61.2	12.1	3.0	100.0
営農指導事業	19.4	20.0	41.2	19.4		100.0

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年5月31日

利根沼田農業協同組合

代表理事組合長 林 康夫 印



7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損 益 の 状 況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度
経 常 収 益	2,537	2,339	2,316	2,320	2,369
信用事業収益	600	475	459	501	468
共済事業収益	741	729	668	658	643
農業関連事業収益	970	945	1,004	1,046	1,123
その他事業収益	225	188	184	114	134
経 常 利 益	300	174	306	317	401
当 期 剰 余 金	126	97	191	226	154
出 資 金	2,128	2,115	2,091	2,076	2,061
(出 資 口 数)	2,127,998	2,115,492	2,091,626	2,076,594	2,061,943
純 資 産 額	6,492	6,589	6,654	6,803	6,620
総 資 産 額	92,902	91,986	95,401	97,132	98,873
貯 金 等 残 高	83,576	82,683	86,513	88,044	89,371
貸 出 金 残 高	17,870	18,485	19,385	19,822	21,094
有 価 証 券 残 高	2,844	2,085	3,159	4,298	4,176
剰 余 金 配 当 金 額					
・出資配当の額	21	10	20	20	20
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	303	300	283	267	262
単体自己資本比率 (%)	16.45	14.71	15.11	15.64	16.34

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
4. 平成26年度以降の単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を算出した単体自己資判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成25年度以前は旧告示に基づき本比率を記載しています。

2. 利 益 総 括 表

(単位：百万円、%)

項 目		3 年度	4 年度	増 減
収 支 差 額	資 金 運 用 収 支	624	591	△ 33
	役 務 取 引 等 収 支	17	16	△ 1
	そ の 他 事 業 収 支	△ 140	△ 139	1
	信 用 事 業 収 支 計	501	468	△ 33
信 用 事 業 粗 利 益		645	607	△ 38
(信用事業粗利益率)		(0.75)	(0.69)	(△ 0.06)
事 業 粗 利 益		2,549	2,656	107
(事業粗利益率)		(2.49)	(2.54)	(0.05)
事 業 純 益		393	529	136
実 質 事 業 純 益		393	529	136
コ ア 事 業 純 益		391	529	138
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)		391	529	138

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度			4 年度		
	平 均 残 高	利 息	利 回 り	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	85,177	583	0.685	87,370	567	0.649
うち預金	61,659	315	0.512	61,772	285	0.462
うち有価証券	3,540	25	0.714	4,428	29	0.673
うち貸出金	19,977	242	1.216	21,169	252	1.191
資金調達勘定	87,363	1	0.002	88,833	1	0.002
うち貯金・定積	87,354	1	0.002	88,826	1	0.001
うち譲渡性貯金	0	0	0.000	0	0	0.000
うち借入金	8	0	0.000	6	0	0.000
総資金利ざや	—		0.333	—		0.322

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	3 年度増減額	4 年度増減額
受 取 利 息	△ 4	△ 16
預 金	△ 14	△ 30
有価証券	4	4
貸 出 金	4	9
支 払 利 息	△ 2	0
貯 金	△ 2	0
譲渡性貯金	0	0
借 入 金	0	0
差 引	△ 2	△ 16

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	3 年度		4 年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	50,741	58.1	53,746	60.5	3,004
定 期 性 貯 金	36,557	41.8	35,025	39.4	△ 1,532
その他の貯金	55	0.1	54	0.1	△ 1
計	87,354	100.0	88,826	100.0	1,471
譲 渡 性 貯 金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	87,354	100.0	88,826	100.0	1,471

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	3 年度		4 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	34,988	100.0	33,496	100.0	△ 1,492
固定金利定期	34,986	100.0	33,495	100.0	△ 1,491
変動金利定期	1	0.0	1	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金
2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
手 形 貸 付 金	0	0	0
証 書 貸 付 金	19,021	20,229	1,207
当 座 貸 越	139	124	△ 15
割 引 手 形	0	0	0
金融機関貸付	816	816	0
合 計	19,977	21,169	1,192

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	3 年度		4 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	9,760	49.7	9,804	46.8	43
変動金利貸出	9,893	50.3	11,134	53.2	1,240
合 計	19,653	100.0	20,938	100.0	1,284

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金
2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
貯金・定期積金等	414	396	△ 17
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	576	564	△ 12
そ の 他 担 保 物	4	3	△ 1
計	996	964	△ 31
農業信用基金協会保証	11,246	12,033	787
そ の 他 保 証	2,824	2,918	93
計	14,071	14,952	880
信 用	4,755	5,177	422
合 計	19,822	21,094	1,272

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	0	0	0
計	0	0	0
信 用	0	0	0
合 計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

業 種	3 年度		4 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	4,360	22.0	4,912	23.3	551
林 業	127	0.6	154	0.7	26
水 産 業	0	0.0	0	0.0	0
製 造 業	2,069	10.4	2,114	10.0	44
鉱 業	14	0.1	13	0.1	△ 1
建設業・不動産業	1,923	9.7	1,925	9.1	2
電気・ガス・熱供給・水道業	156	0.8	143	0.7	△ 13
運 輸 ・ 通 信 業	432	2.2	483	2.3	50
金 融 ・ 保 険 業	1,069	5.4	1,058	5.0	△ 11
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,176	16.0	3,076	14.6	△ 100
地 方 公 共 団 体	1,471	7.4	2,215	10.5	743
非 営 利 法 人	0	0.0	0	0.0	0
そ の 他	5,018	25.3	4,997	23.7	△ 21
うち 個人	4,415	22.3	4,624	21.9	208
うち 法人	603	3.0	372	1.8	△ 230
合 計	19,822		21,094		1,272

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

項 目	3 年度		4 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	16,818	84.8	17,057	80.9	239
運 転 資 金	3,004	15.2	4,037	19.1	1,032
合 計	19,822	100.0	21,094	100.0	1,272

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
農業			
穀作	86	88	1
野菜・園芸	1,303	1,464	161
果樹・樹園農業	221	223	2
工芸作物	294	342	48
養豚・肉牛・酪農	135	236	101
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	390	457	67
農業関連団体	36	57	21
合 計	2,468	2,871	402

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑤の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
プロパー資金	937	1,228	291
農業制度資金	1,531	1,642	110
農業近代化資金	1,516	1,631	115
その他制度資金	15	11	△ 4
合 計	2,468	2,871	402

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕		(単位：百万円)	
種 類	3 年 度	4 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

(注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高
(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	8	0	0	7	7
	4年度	4	0	0	4	4
危 険 債 権	3年度	2	0	0	0	0
	4年度	11	0	7	0	8
要 管 理 債 権	3年度	0	0	0	0	0
	4年度	0	0	0	0	0
	三 月 以 上 延 滞 債 権	3年度	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	3年度	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0
小 計	3年度	10	0	1	7	8
	4年度	16	0	7	4	13
正 常 債 権	3年度	19,835				
	4年度	21,104				
合 計	3年度	19,846				
	4年度	21,120				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
開示する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3 年 度					4 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別貸倒引当金	17	7	0	17	7	7	4	0	7	4
合 計	17	7	0	17	7	7	4	0	7	4

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

種 類	3 年 度	4 年 度
貸 出 金 償 却	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		3年度		4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	29	125	32	131
	金額	18,127	28,257	18,712	28,614
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	1	1	0	0
雑 為 替	件数	3	3	2	2
	金額	3,038	2,680	2	2
合計	件数	32	128	35	134
	金額	21,168	30,938	21,404	31,039

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
国 債	2,010	2,828	818
地 方 債	944	999	55
政 府 保 証 債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
特 別 法 人 債	586	599	13
そ の 他 の 証 券	0	0	0
合 計	3,540	4,428	888

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③有価証券残存期間別残高

【令和3年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	99				99	2,489		2,689
地 方 債			99		99	799		999
政府保証債								
金 融 債								
特別法人債				199		400		599
その他の証券								
貸付有価証券								

【令和4年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債					99	2,786		2,886
地 方 債		99		99		799		999
政府保証債								
金 融 債								
特別法人債				199		400		599
その他の証券								
貸付有価証券								

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	3 年 度			4 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的						
満期保有目的	0	0	0	0	0	0
その他	4,289	4,298	8	4,486	4,176	△309
合 計	4,289	4,298	8	4,486	4,176	△309

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

(単位：百万円)

区 分	3 年 度			4 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運用目的						
満期保有目的	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円、件)

種 類		3 年 度				4 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
生命系	終身共済	464	3,562,687	9,992	89,623,486	457	3,795,369	10,062	85,393,955
	定期生命共済	24	421,900	70	1,417,900	28	282,300	91	1,300,200
	養老生命共済	68	656,590	3,860	30,112,606	48	407,840	3,248	25,974,256
	こども共済	139	317,200	3,308	7,043,644	119	256,000	3,232	6,919,844
	医療共済	1,654	23,800	8,715	1,475,350	1,395	27,500	8,890	1,235,750
	がん共済	151	0	2,166	254,500	136	0	2,248	241,000
	定期医療共済	0	0	321	320,800	0	0	301	296,300
	介護共済	98	325,906	1,082	1,832,152	127	270,005	1,181	2,071,802
	認知症共済	0		0		68		68	
	生活障害共済	43		202		25		212	
	特定重度疾病共済	68		141		83		218	
	年金共済	808	0	7,559	78,000	198	0	7,455	63,000
	建物更生共済	750	7,177,130	12,989	142,745,442	1,443	17,301,060	12,800	141,087,510
合 計		4,267	12,485,213	50,405	274,903,880	4,127	22,340,074	50,006	264,583,617

注（1）種類は主たる共済種類ごとに記載し、契約高は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示しています。

2. J A共済は、農業協同組合法に基づき J Aと J A全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当 J Aが負う共済責任につきましては、J A全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円、件)

種 類		3 年 度				4 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
医療共済		1,654	957 213,178	8,715	41,536 254,730	1,395	89 201,796	8,890	34,412 484,790
がん共済		151	801	2,166	12,631	136	720	2,248	13,046
定期医療共済		0	0	321	1,603	0	0	301	1,501
合 計		1,805	1,758 213,178	11,202	55,770 254,730	1,531	809 201,796	11,439	48,959 484,790

(注) 1. 種類は主たる共済種類ごとに記載し、契約高は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。

2. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円、件)

種 類	3 年 度				4 年 度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
介 護 共 済	98	352,690	1,082	3,120,675	127	324,126	1,181	3,330,629
認 知 症 共 済	-	-	-	-	68	80,600	68	80,600
生活障害共済(一時金型)	41	508,000	176	1,167,500	24	125,700	186	1,196,600
生活障害共済(定期年金型)	2	3,400	26	30,400	1	1,000	26	30,400
特定重度疾病共済	68	88,300	141	193,800	83	78,000	218	246,600

(注) 種類は主たる共済種類ごとに記載し、契約高は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円、件)

種 類	3 年 度				4 年 度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
年 金 開 始 前	808	541,528	5,483	3,554,383	198	101,643	5,424	3,458,834
年 金 開 始 後	0	0	2,076	890,563	0	0	2,031	853,410
合 計	808	541,528	7,559	4,444,946	198	101,643	7,455	4,312,244

(注) 契約高は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円、件)

種 類	3 年 度		4 年 度	
	件 数	契 約 高	件 数	契 約 高
火 災 共 済	1,834	20,420,690	1,808	20,266,730
自 動 車 共 済	25,602		25,763	
傷 害 共 済	23,490	146,493,700	27,731	167,841,000
団体定期生命共済	0	0	0	0
定額定期生命共済	3	12,000	3	12,000
賠 償 責 任 共 済	283		370	
自 賠 責 共 済	8,780		8,611	
計	59,992		64,286	

(注) 種類は主たる共済種類ごとに記載し、契約高は当該共済種類ごとに保障金額
(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を表示しています。

3. その他事業の取扱実績等

(1) 購買事業品目別取扱実績 (単位：千円)

種 類		取 扱 高	
		3 年 度	4 年 度
生産資材	肥料	711,858	878,665
	農薬	628,900	757,098
	飼料	1,097,335	1,171,305
	農業機械	591,096	594,693
	自動車(除く二輪)	187,787	164,523
	燃料	-	-
	その他	1,553,769	1,158,890
	小 計	4,770,748	5,193,024
生活物資	食品	米	12,215
		生 鮮 食 品	-
		一 般 食 品	230,209
	衣 料 品		4,607
	耐 久 消 費 財		69,497
	日 用 保 健 雑 貨		84,099
	家 庭 燃 料		264,581
	そ の 他		857,390
	小 計		1,522,603
	合 計		6,293,352

(2) 販売事業品目別取扱実績 (単位：千円)

種 類	3 年 度		4 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米	56,816	3,315	63,527	3,292
野 菜	9,034,601	226,820	9,198,945	245,404
果 実	184,458	4,746	191,942	5,093
花 き ・ 花 木	314,745	7,567	324,437	8,248
畜 産 物	3,832,233	47,772	3,840,287	49,128
こ ん に や く	501,473	14,017	444,278	11,575
そ の 他	363,999	44,942	357,667	52,221
計	14,288,325	349,184	14,421,083	374,964

(3) 保管事業収支内訳 (単位：千円)

項 目		3 年 度	4 年 度
収 入	保 管 料	455	467
	荷 役 料	-	-
	保 管 雑 収 入	-	-
	計	455	467
支 出	保 管 材 料 費	-	-
	保 管 労 務 費	-	-
	保 管 雑 費	1,466	205
	計	1,466	205
差 引		△ 1,011	261

(4) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		3 年 度	4 年 度
収 入	賦 課 金	5,051	4,929
	指導事業補助金	931	977
	その他の収益	42,774	14,563
	計	48,756	20,470
支 出	営 農 改 善 費	36,894	8,715
	農 政 活 動 費	423	428
	農 地 確 保 費	-	-
	生 活 改 善 費	120	154
	組 織 活 動 費	12,101	11,431
	教 育 広 報 費	8,126	9,406
	計	57,666	30,135
差 引		△ 8,909	△ 9,665

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％、ポイント)

項 目	3 年度	4 年度	増 減
総資産経常利益率	0.310	0.384	0.074
資本経常利益率	4.803	5.902	1.099
総資産当期純利益率	0.221	0.246	0.025
資本当期純利益率	3.428	3.777	0.349

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率
＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、ポイント)

項 目		3 年度	4 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	22.5	23.6	1.1
	期中平均	22.8	23.8	1.0
貯 証 率	期 末	4.8	4.6	△ 0.2
	期中平均	4.0	4.9	0.9

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	前期末		当期末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,777,013		6,909,403	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,085,521		2,070,870	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	4,733,636		4,875,869	
うち、外部流出予定額 (△)	20,464		20,359	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21,680		△ 16,977	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	428		238	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	428		238	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,777,442		6,909,641	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	13,960		10,090	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13,960		10,090	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13,960		10,090	

(単位：千円)

項	目	前期末		当期末	
			経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		6,763,481		6,899,551	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		38,619,312		37,504,924	
資産（オン・バランス）項目		38,619,312		37,504,924	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）に係るものの額		-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額		-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-		-	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー		-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		-		-	
うち、上記以外に該当するものの額		-		-	
オフ・バランス項目		-		-	
CVAリスク相当額を8％で除して得た額		-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		4,622,554		4,718,869	
信用リスク・アセット調整額		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		43,241,867		42,223,793	
自己資本比率					
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		15.64%		16.34%	

（注） 1．農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

2．当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3．当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和 3 年度			令和 4 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	379,625	0	0	422,583	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,693,936	0	0	2,891,219	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
	国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	2,478,611	0	0	3,223,451	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の政府関係機関向け	401,259	40,125	1,605	401,275	40,127	1,605
	地方三公社向け	623,353	124,670	4,987	420,323	40,197	1,608
	金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	62,263,600	12,452,720	498,109	62,818,090	12,563,618	502,545
	法人等向け	175,087	175,087	7,003	162,957	162,939	6,518
	中小企業等向け及び個人向け	2,059,272	1,544,454	61,778	2,535,733	732,246	29,290
	抵当権付住宅ローン	710,662	248,731	9,949	658,092	162,539	6,502
	不動産取得等事業向け	1,645,272	1,645,272	65,811	1,523,889	1,518,451	60,738
	三月以上延滞等	4,673	4,857	194	37,206	4,987	199
	取立未済手形	7,882	1,576	63	6,658	1,331	53
	信用保証協会等保証付	11,249,614	1,124,961	44,998	12,037,078	1,192,211	47,688
	株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	0	0	0	0	0	0
	共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
	出資等	631,995	631,995	25,280	631,803	631,803	25,272
	(うち出資等のエクスポージャー)	631,995	631,995	25,280	631,803	631,803	25,272
	(うち重要な出資のエクスポー ジャー)	0	0	0	0	0	0
	上記以外	11,787,436	21,254,426	850,177	11,433,617	20,454,469	818,179
	(うち他の金融機関等の対象資本金等 調達手段のうち対象普通出資当及 びその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエ クスポージャー)	0	0	0	0	0	0
	(うち農林中央金庫または農業協同 組合連合会の対象資本金調達手段に 係るエクスポージャー)	6,257,526	15,643,817	625,753	6,257,857	15,644,644	625,786
	(うち特定項目のうち調整項目に参 入されない部分に係るエクスポー ジャー)	53,800	134,500	5,380	72,016	180,040	7,202
	(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他 の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエクス ポージャー)	0	0	0	0	0	0

信用リスク・アセット		令和 3 年度			令和 4 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	他の金融機関等の対象資本調達手段	0	0	0	0	0	0
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの	0	0	0	0	0	0
	複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0	0	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	0	0	0	0	0	0
	（うち上記以外のエクスポージャー）	5,476,109	5,476,109	219,044	5,103,743	4,629,785	185,191
	証券化	0	0	0	0	0	0
	（うちSTC要件適用分）	0	0	0	0	0	0
	（うち非STC要件適用分）	0	0	0	0	0	0
	再証券化	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	（うちルックスルー方式）	0	0	0	0	0	0
	（うちマンドート方式）	0	0	0	0	0	0
	（うち蓋然性方式250%）	0	0	0	0	0	0
	（うち蓋然性方式400%）	0	0	0	0	0	0
	（うちフォールバック方式）	0	0	0	0	0	0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	0	0	0	0	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	97,112,284	39,248,881	1,569,955	99,203,980	37,504,924	1,500,197
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	－	－	－	－	－	－
	CVAリスク相当額÷8%	－	－	－	－	－	－
	中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
	信用リスク・アセットの額の合計額	97,112,284	39,248,881	1,569,955	99,203,980	37,504,924	1,500,197
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		4,622,554		184,902	4,718,869		188,755
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 c			所要自己資本額 d = c × 4%	リスク・アセット等（分母）計 c		所要自己資本額 d = c × 4%
		43,241,867		1,729,675	42,223,793		1,688,952

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
なお、令和元年度は上記に加え、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形も含まれています。
8. 当 J A では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷ 8 %

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・株式会社日本格付研究所（J C R）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ’ s）
- ・S & P グローバルレーティング（S & P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody’ s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody’ s, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞
エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項 目		令和 3 年度				令和 4 年度			
		信用リスクに				信用リスクに			
		関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー	関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー
法人	農 業	697,725	697,725	0	0	868,692	868,692	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	725,956	425,312	300,644	2,400	522,340	221,681	300,658	1,800
	電気・ガス・熱 供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	200,548	0	200,548	0	200,546	0	200,546	0
	金融・保険業	63,193,646	829,537	100,509	0	63,748,470	829,867	100,511	0
	卸売・小売・飲 食・サービス業	100,383	100,383	0	0	96,574	96,574	0	0
	日本国政府・地 方公共団体	5,172,548	1,476,387	3,696,162	0	6,115,016	2,221,563	3,893,453	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
	個 人	16,408,951	16,378,826	0	35,726	16,972,882	16,944,171	0	35,121
その他		10,646,256	0	0	0	10,679,457	0	0	0
業種別残高計		97,146,014	19,908,171	4,297,863	38,126	99,203,980	21,182,551	4,495,170	36,921
残存期間別	1年以下	61,459,829	597,775	100,268		61,254,191	439,550	0	
	1年超3年以下	910,261	910,261	0		864,893	764,699	100,193	
	3年超5年以下	1,137,030	1,036,838	100,192		1,201,770	1,201,770	0	
	5年超7年以下	1,431,842	1,231,131	200,711		1,639,122	1,338,284	300,838	
	7年超10年以下	1,843,099	1,643,159	199,940		2,035,336	1,935,485	99,850	
	10年超	19,434,381	14,235,815	3,696,752		21,275,624	15,277,887	3,994,287	
	期限の定めのないもの	10,929,573	253,192	0		10,933,041	224,873	0	
	残存期間別残高計	97,146,014	19,908,171	4,297,863		99,203,980	21,182,551	4,495,170	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目			令和3年度					令和4年度						
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金														
個別貸倒引当金			45, 246				33, 730		33, 730				30, 556	
法人	農 業		0				0		0				0	
	林 業		0				0		0				0	
	水産業		0				0		0				0	
	製造業		0				0		0				0	
	鉱 業		0				0		0				0	
	建設・不動産業		3, 000				2, 400		2, 400				1, 800	
	電気・ガス・熱 供給・水道業		0				0		0				0	
	運輸・通信業		0				0		0				0	
	金融・保険業		0				0		0				0	
	卸売・小売・飲 食・サービス業		7, 941				0		0				0	
	上記以外		0				0		0				0	
	個 人		34, 184				31, 322		31, 322				28, 478	
業種別計			45, 126				33, 722		33, 722				30, 278	

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項 目		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%	0	6,536,148	6,536,148	0	7,279,958	7,279,958
	リスク・ウェイト2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト10%	0	11,525,838	11,525,838	0	12,323,381	12,323,381
	リスク・ウェイト20%	0	62,690,035	62,690,035	0	65,507,391	65,507,391
	リスク・ウェイト35%	0	709,932	709,932	0	206,823	206,823
	リスク・ウェイト50%	0	312,824	312,824	0	340,039	340,039
	リスク・ウェイト75%	0	1,186,760	1,186,760	0	392,586	392,586
	リスク・ウェイト100%	0	7,872,103	7,872,103	0	6,821,819	6,821,819
	リスク・ウェイト150%	0	1,048	1,048	0	2,106	2,106
	リスク・ウェイト250%	0	6,311,327	6,311,327	0	6,329,873	6,329,873
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト1250%		0	0	0	0	0	0
計		0	97,146,014	97,146,014	0	99,203,980	99,203,980

- (注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	0	422,356	0	219,033
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	4,321	452,120	7,514	1,740,946
抵当権付住宅ローン	0	0	0	450,758
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	1,316
証券化	0	0	0	0
上記以外	682	46,804	640	594,889
合 計	5,002	921,280	8,155	3,006,943

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J Aにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。

②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J Aの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行なう等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

※子会社及び関連会社株式が無い場合は該当箇所を削除すること。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	6,059,985	6,059,985	6,059,793	6,059,793
合 計	6,059,985	6,059,985	6,059,793	6,059,793

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	0	0
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	0	0

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NI I に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

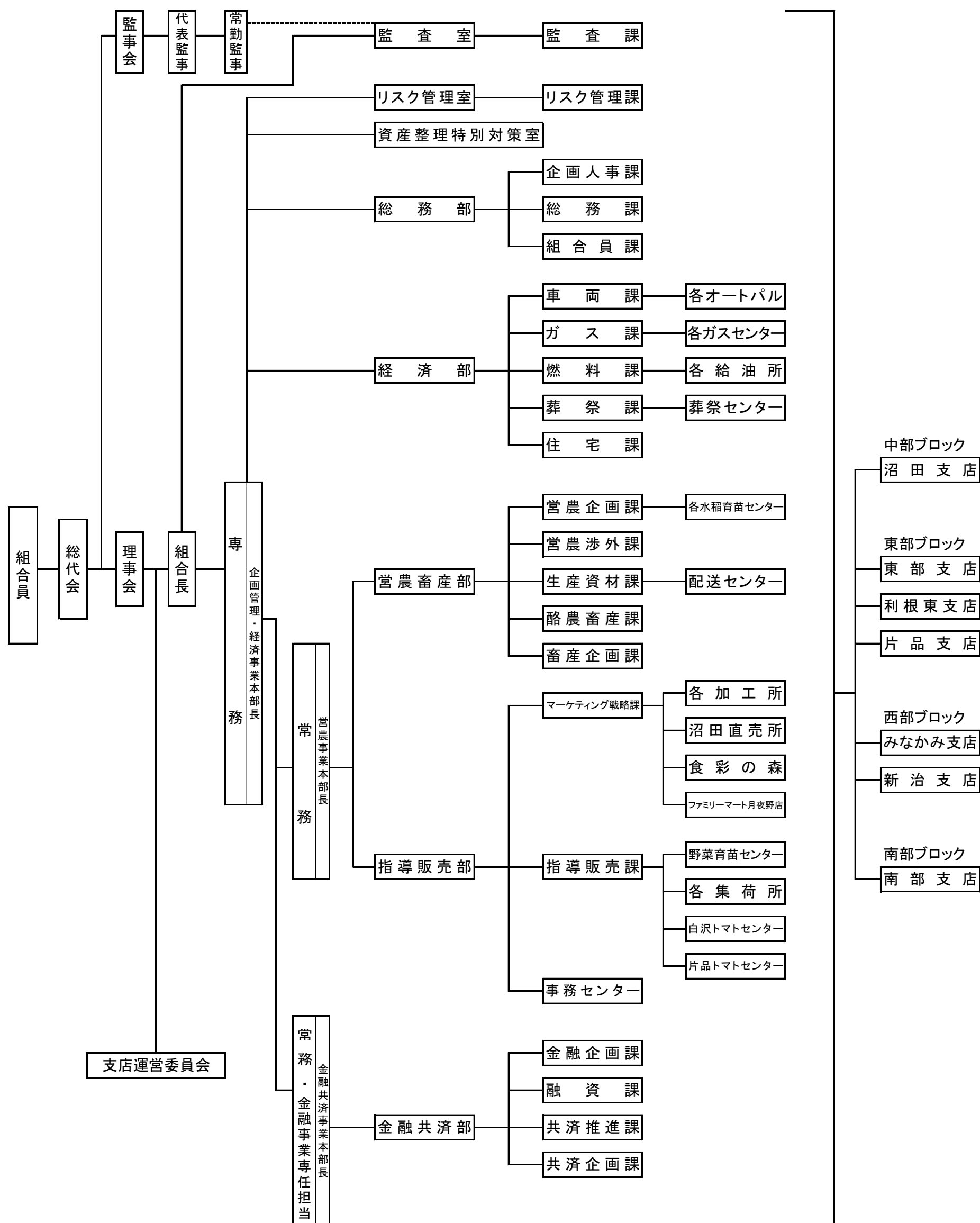
②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	847	830	23	26
2	下方平行シフト	0	0	0	7
3	スティープ化	981	987		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	102		
7	最大化	981	987		
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	6,763		6,899	

【JAの概要】
1. 組織機構図

令和5年4月1日現在



※事業年度末日後に、営農部、畜産部を営農畜産部へ統合、金融共済部事故相談課を金融共済部共済企画課へ統合、また、経済部観光住宅課を経済部住宅課へ改称したため、機構図に変更が生じています。

2. 役員一覧

(令和5年4月現在)

役 職 員	氏 名	常・非常勤の別	代表権の有無	備 考
組 合 長	林 康 夫	常勤	有	
専 務 理 事	田 村 活 幸	常勤	有	企画管理・経済担当
常 務 理 事	綿 貫 光 昌	常勤	無	金融担当
常 務 理 事	山 口 宗 男	常勤	無	営農担当
理 事	関 武 雄	非常勤	無	
〃	金 井 邦 雄	非常勤	無	
〃	金 井 真 理 子	非常勤	無	
〃	大 竹 克 巳	非常勤	無	
〃	井 上 信 彦	非常勤	無	
〃	中 林 亘	非常勤	無	
〃	南 けい子	非常勤	無	
〃	吉 野 利 昭	非常勤	無	
〃	鈴 木 仁	非常勤	無	
〃	平 井 満 則	非常勤	無	
〃	藤 井 ハナ子	非常勤	無	
〃	田 村 清 一 郎	非常勤	無	
〃	高 橋 俊 一	非常勤	無	
〃	大 坪 幸 雄	非常勤	無	
〃	藺 田 圭 一	非常勤	無	
〃	桑 原 秀 子	非常勤	無	
〃	稲 垣 貴 謙	非常勤	無	
〃	橋 本 良 雄	非常勤	無	
〃	加 藤 茂	非常勤	無	
〃	田 村 和 敏	非常勤	無	
〃	桑 原 光	非常勤	無	
代 表 監 事	林 郁 男	非常勤	無	
常 勤 監 事	星 野 泉	常勤	無	
監 事	中 村 達	非常勤	無	
〃	前 原 悦 治	非常勤	無	
〃	和 南 城 法 子	非常勤	無	
〃	霜 垣 みよ子	非常勤	無	員外監事

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士
福島英樹氏であります。

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		3 年 度	4 年 度	増 減
正組合員	個 人	6, 533	6, 407	△ 126
	法 人			
	農事組合法人	2	3	1
	その他の法人	66	75	9
准組合員	個 人	7, 168	7, 160	△ 8
	農事組合法人	3	2	△ 1
	その他の団体	116	107	△ 9
合 計		13, 888	13, 754	△ 134

5. 組合員組織

(単位：人)

組 織 名		組 織 数	構 成 員 数
農 事 支 部		305	
青 年 部		9	266
女 性 部		12	441
い ち ご 部 会		9	42
ア ス パ ラ 部 会		6	34
山 ウ ド 部 会		6	69
ふ き 部 会		5	49
ほ う れ ん 草 部 会		6	146
枝 豆 部 会		5	64
ト マ ト 部 会		9	177
指 定 野 菜 部 会		5	47
加 工 ト マ ト 部 会		3	6
水 稻 採 種 部 会		1	8
こ ん に や く 部 会		8	150
レ タ ス 部 会		4	45
小 松 菜 部 会		1	8
鉢 物 部 会		1	13
バ ラ 部 会		2	8
こ め 生 産 部 会		1	135
ス プ レ ー マ ム 部 会		2	10
酪 農 部 会		7	17
和 牛 改 良 組 合		3	34
養 豚 部 会		4	6
青 色 申 告 会		7	656
年 金 友 の 会		15	6, 154

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項なし

7. 地区一覧

この組合の地区は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村の区域とする。

8. 店舗一覧

(令和5年6月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD ・ ATM 設 置 台 数
本店	沼田市東原新町1940-1	0278-22-6633	0 台
沼田支店	沼田市東原新町1812-3	0278-23-5145	1 台
利根東支店	沼田市久屋原町383-10 (東部支店内)	0278-25-4455	0 台
東部支店	沼田市久屋原町383-10	0278-25-4455	1 台
みなかみ支店	利根郡みなかみ町月夜野425	0278-62-2021	1 台
新治支店	利根郡みなかみ町月夜野425 (みなかみ支店内)	0278-62-2021	0 台
南部支店	利根郡昭和村糸井441-1	0278-24-4322	1 台
片品支店	利根郡片品村鎌田4052-1	0278-58-2321	1 台

○店舗外CD・ATM設置台数 5 台
(利根東支店、川場、ベイシア月夜野店、新治支店、貝野瀬)

○利根東支店の金融共済店舗は東部支店内で、新治支店の金融共済店舗はみなかみ支店内で
店舗内店舗 (ブランチ・イン・ブランチ) として営業致しております。

9. 沿革・歩み

平成	4年	3月	1日	沼田市・利根郡内10農協と1連合会（酪連）により合併 利根沼田農業協同組合 設立
平成	5年	3月	31日	トマト選果場・レタス育苗センター 建設
平成	6年	3月	1日	沼田水稻育苗センター 建設
平成	6年	12月	21日	白沢給油所 建設
平成	8年	2月	1日	オートパル南部 建設
平成	9年	4月	1日	農業情報センター 開設
平成	10年	3月	1日	西部水稻育苗センター 建設・池田支所 新築移転
平成	11年	3月	31日	レタス育苗センター 増設・利根東真空予冷庫 建設
平成	11年	6月	10日	営農経済総合センター 建設
平成	12年	6月	1日	薄根支所 新築
平成	14年	3月	1日	合併10周年誌 発刊
平成	15年	11月	19日	上津セルフ給油所 新装
平成	16年	4月	7日	沼田セルフ給油所 新設
平成	16年	12月	24日	ファミリーマートJA利根沼田月夜野店 新設
平成	18年	10月	26日	沼田農産物直売所 新設
平成	22年	3月	1日	片品村農業協同組合 合併
平成	23年	4月	1日	JA－SS 全農一体化
平成	23年	5月	30日	沼田・利南・池田支所を統合し、「沼田支店」開設
平成	23年	6月	11日	「あぐりショップ沼田」開設
平成	25年	4月	15日	白沢支店・川場支店を統合し、「東部支店」開設
平成	25年	4月	24日	直売所「食彩の森」新設
平成	26年	4月	14日	赤城根支店・久呂保支店・糸之瀬支店を統合し、「南部支店」開設
平成	27年	4月	27日	沼田農産物直売所 移転
平成	27年	9月	14日	月夜野支店・水上支店を統合し、「みなかみ支店」開設
平成	28年	4月	11日	沼田・薄根・川田支店を統合し、「沼田支店」開設
平成	29年	11月	1日	利根東セルフ給油所 新装
平成	30年	3月	15日	片品トマトセンター 新装
平成	31年	2月	28日	白沢トマトセンター 新装
令和	3年	4月	12日	利根東支店・新治支店金融共済機能をランチINランチ方式により機能別再編
令和	3年	4月	12日	みなかみ支店 改装